

法 学 号 外
平成 29 年 4 月 6 日

各 私 立 学 校 長
各 私 立 学 校 設 置 者 } 様
(幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特 ・ 専 ・ 各)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref. iwate. jp

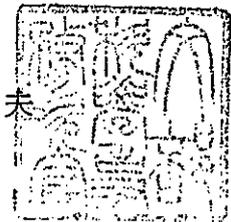


28文科初第1854号
平成29年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学事務次官
戸谷 一 未

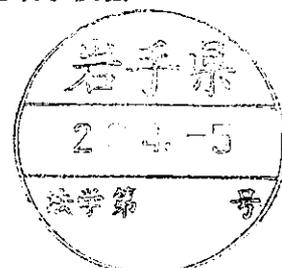


(印影印刷)

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務
教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を
改正する法律等の施行について（通知）

このたび、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）」（以下「改正法」という。）が、本年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、子供をめぐる教育課題が複雑化・困難化する中、学校の指導・運営体制を強化するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、学校の機能強化を一体的に推進することが重要であることから、公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を改正するとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、共同学校事務室の規定の整備、学校運営協議会の設置の努力義務化、地域学校協働活動の実施体制の整備等の措置を講ずるものです。



また、本法改正を踏まえ、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第128号）」（以下「改正令」という。）、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第21号）」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号）」及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正（平成29年3月31日）」（以下「大臣の定め」という。）がそれぞれ平成29年4月1日に施行されます。

改正法等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法等は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（改正法第1条）、同法施行令の一部改正（改正令第1条）及び大臣の定めの一部改正

1 改正の概要

- ① 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の標準の改正

ア 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数に応じた算定基準を新設すること。（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）新第7条第1項第4号関係）

イ 障害に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）13人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。（義務標準法新第7条第1項第5号関係）

政令で定める特別の指導については、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる指導であって、平成5年文部省告示第7号（学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める

件)で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。こと。(「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和33年政令第202号)」(以下「義務標準法施行令」という。))新第2条第1項関係及び大臣の定め記2)

ウ 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒18人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。(義務標準法新第7条第1項第6号関係)

政令で定める特別の指導については、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であつて、平成26年文部科学省告示第1号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。こと。

(義務標準法施行令新第2条第2項関係及び大臣の定め記3)

エ 初任者研修を受ける教諭等6人につき教員1人を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第7条第1項第7号関係)

② 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等の数の標準の改正

ア 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童及び生徒18人につき1人の教員を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第11条第1項第5号)

政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であつて、平成26年文部科学省告示第1号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。こと。(義務標準法施行令新第6条関係及び大臣の定め記5)

イ 初任者研修を受ける教諭等6人につき1人の教員を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第11条第1項第6号関係)

③ 教職員定数の算定に関する特例の改正

ア 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等について、障害に応じた特別の指導に関する特例加算の対象範囲を改め、当該指導を受ける児童又は生徒の障害の種類及び当該指導が行われる学校の所在する地域の地理的条件を勘案した特例加算を行うことができることとする。こと。

(義務標準法新第15条第3号及び義務標準法施行令新第7条第3項第1号関係)

イ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、第四の(1)の共同学校事務室が置かれている場合に事務職員の特例加算を行うことができることとする。こと。(義務標準法新第15条第5号及び義務標準法施行令新第7条第5項関係)

④ 教職員定数の標準に関する経過措置

都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成38年3月31日までの間は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに

中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。こと。（改正法附則第2条関係）

平成29年度については、義務標準法新第7条第1項第5号から第7号まで並びに新第11条第1項第5号及び第6号において新設する算定基準を10年間で実現する方針の下に、これらの算定基準の10分の1に相当する基準により教頭及び教諭等の数を算定することとする。こととともに、教頭及び教諭等の特例加算について従前の事情を併せて適用することとする。こと。また、校長、養護教諭等、栄養教諭等及び事務職員については、改正後の義務標準法の規定により算定される教職員の数とする。こと。（改正令附則第2条関係）

2 留意事項

- ① 今回の改正により基礎定数が新設され、教員の安定的・計画的な採用・研修・配置が行いやすくなることを踏まえ、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会において、正規教員の採用や人事配置を一層適切に行うとともに、研修や人事配置の工夫等により教員の専門性の向上に努め、その域内において質の高い指導体制を確保すること。
- ② 今回の改正は、学校が直面する教育課題が複雑化・困難化していることに対応するため学校の機能強化を図るものであり、改正法令の趣旨に沿った適切な教職員配置に努めること。
- ③ 今回の改正により教頭及び教諭等の数の算定の基礎に加えられる1①イ及びウの指導の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 地域全体で必要な指導を実施することができるよう、複数の学校の兼務発令や行政区を越える兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。
 - イ いわゆる「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの指導形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な指導形態を選択すること。なお、1①イ及びウの算定基準による教頭及び教諭等の数の算定は、児童生徒の在籍校の設置者に応じて都道府県又は指定都市ごとに行われるものであり、当該指導の担当教員の所属校と対象児童生徒の在籍校の設置者が異なる場合には、必要に応じて当該設置者間において適切な事務処理を行うこと。
 - ウ 特別の教育課程に基づく教育の必要性の有無について、それぞれ関係の告示や通知等を参照の上、専門的な知見を活用しつつ、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の基準となった資料等を適切に管理・保存するなど、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会と連携すること。
 - エ 障害のある児童生徒については、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係の法令及び「障害のある児童生徒

等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日付け文科初第756号）」等の通知、文部科学省作成の「教育支援資料」等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

オ 通級による指導を受ける児童生徒については、近年の傾向から引き続きその増加が見込まれることから、専門性のある担当教員を確実に養成するため、研修の内容及び日数の充実や、新たに通級による指導を担当する教員が着任前にも必要な研修を受けられるようにするなど実施時期の見直し等について検討願いたいこと。

カ 日本語に通じない児童生徒については、特別の教育課程に基づく教育を行うべきかの判断について、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA (Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language)」（平成26年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課）等の日本語の能力の測定手法等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

- ⑤ 初任者に対する研修の実施に当たっては、今回の改正により新設される基礎定数に基づく指導教員の配置を含め、効果的な研修の実施に必要な体制の構築に努めること。
- ⑥ 義務標準法に定められる児童生徒数を下回る数を基準として学級編制を行う場合において、基礎定数に基づく教員の配置によるほか、加配定数を活用した教員の配置により行うに当たっては、当該加配定数は義務標準法施行令新第7条第6項に規定する文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして措置することとしていることから、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、当該研究の実施に係る要項を定め、関係する学校を研究指定校とする必要があること。
- ⑦ 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会においては、今回の改正の施行後においても、引き続き、障害や日本語に通じないことによる課題のある児童生徒に対する特別の指導をはじめとする指導が一層充実するよう、教職員配置を含む学校指導体制の充実を努めること。
- ⑧ 都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、教職員定数の加配等の教職員配置に関する取組の客観的な成果について、適切に把握し情報公開するなど説明責任を果たすことが求められること。

第二 義務教育費国庫負担法の一部改正（改正法第2条）、同法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正（改正令第2条）並びに同政令施行規則の一部改正

1 改正の概要

- ① 学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間

において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする。 (義務教育費国庫負担法新第2条第3号関係)

- ② この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成29年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成28年度以前の年度に係る経費につき平成29年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとする。 (改正法附則第3条関係)

2 留意事項

- ① 今回の改正は、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し教育を実施する学校 (以下「特例校」という。) 及び夜間その他特別の時間において授業を行う学校 (以下「夜間中学等」という。) における指導を希望する者が、都道府県内の様々な地域に居住していることなどから、都道府県単位でもこれらの者の受け入れ体制の整備が図られるよう、国庫負担の対象を追加したものである。都道府県教育委員会においては、今回の改正を踏まえ、これらの学校の市区町村による設置の促進に加え、都道府県による設置について積極的な検討が望まれること。
- ② 特例校及び夜間中学等における教育については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。) に定める基本理念、同法に基づく基本指針及び関係通知等を踏まえて実施すること。
- ③ 特例校を設置するためには、教育課程の編成に係る文部科学大臣の指定を受ける必要があること (学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第56条及び「不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」 (平成17年7月6日文部科学大臣決定 (最終改正平成28年5月25日) 参照)。なお、当該教育課程を分校、分教室において実施することも可能であること。
- ④ 夜間中学等については、各都道府県に少なくとも一か所は設置されるよう、都道府県教育委員会は、教育機会確保法の内容を踏まえつつ、夜間中学等を自ら設置することや、域内の市 (指定都市を含む。) 区町村教育委員会による設置に向けての協議を都道府県教育委員会が主導して実施することなど、必要な措置を講ずるよう努めること。

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正 (改正法第3条)

1 改正の概要

事務職員の職務について、事務をつかさどるものとする。 (学校教育法新第37条第14項関係、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第15項関係)

2 留意事項

今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあつて、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。

なお、今回の改正により、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。

また、学校教育法第37条第14項は同法第28条、第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項、第82条、第114条及び第123条において準用されており、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の事務職員の職務についても、本改正の対象となっていること。

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 (改正法第4条)、 同法律施行令の一部改正 (改正令第3条) 並びに同法律第47条の6第1項た だし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があ る場合を定める省令

(1) 共同学校事務室

1 改正の概要

- ① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務 (学校教育法第37条第14項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。) を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができることとする。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (以下「地教行法」という。) 新第47条の5第1項関係)

また、「共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるもの」とは、教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務、教職員の給

与及び旅費の支給に関する事務、その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定めるものであること。（地教行法施行令新第7条の2関係）

- ② 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。こと。（地教行法新第47条の5第2項及び第3項関係）
- ③ 共同学校事務室の室長及び職員は、①による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとする。こと。（地教行法新第47条の5第4項関係）
- ④ ②及び③のほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項として、地教行法施行令において、市町村の教育委員会が、県費負担教職員を共同学校事務室の室長又は室員に充てようとする場合には、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得なければならないこととしたこと。（地教行法施行令新第7条の3関係）

2 留意事項

- ① 学校事務の共同実施は、現在でも各教育委員会における自主的な運用として行われており、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果が見られるところであるが、実施に当たっての権限・責任関係が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題がある。
この度の共同学校事務室（以下「事務室」という。）の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室でのOJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化が期待されること。
- ② 事務室の設置に当たっては、事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めること。
- ③ 事務室の室長及び職員は、事務の共同処理を行う学校の事務職員をもって充てることとしており、学校の事務職員として任用されていることを前提としたものであること。具体の発令方法については、事務室を設置する教育委員会の規則等に基づいて行うこと。
- ④ 第47条の5第1項「事務職員がつかさどる事務その他の事務」とは、事務職員が処理することとされている事務のほか、例えば、事務の共同処理の対象となる学校の校長等に、地方自治法第180条の2の規定等により委任されている予算執行事務等の校務が含まれること。このため、校務以外の事務を事務室の事務とすることは想定されないこと。
- ⑤ 第47条の5第4項「室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるとき」とは、例えば、事務室を設置して事務の共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員しかおらず、適任者がいない場合などが考えられること。このような場合には、例えば、事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねることなどを想定していること。

- ⑥ 事務室の室長は、事務の共同処理を行う際に、各学校の意向を踏まえらるよう、各学校の校長等と連携を図ること。また、教育委員会も、事務室及び各学校の校長等との連携を図り、適宜必要な支援を行うこと。

(2) 学校運営協議会

1 改正の概要

- ① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないものとする。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができることとする。 (地教行法新第47条の6第1項関係)
- また、この「文部科学省令で定める場合」については、小中一貫教育・中高一貫教育を施す場合、その他複数の学校について学校運営協議会が一体として協議を行うことが当該学校の運営の改善に資するなど教育委員会が必要と認めた場合を規定していること。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令関係)
- ② 学校運営協議会の委員に地域学校協働活動推進員 (第五の1の②) その他の対象学校 (当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。) の運営に資する活動を行う者を加えるものとする。 (地教行法新第47条の6第2項関係)
- ③ 対象学校の校長は、②の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとする。 (地教行法新第47条の6第3項関係)
- ④ 学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。 (地教行法新第47条の6第5項関係)
- ⑤ 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることとする。 (地教行法新第47条の6第7項関係)
- ⑥ 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないものとする。 (地教行法新第47条の6第9項関係)
- ⑦ 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定の施行の状況、学校教育を取

り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第5条関係)

2 留意事項

① 学校運営協議会の設置の促進及びその活動の充実について

この法律の趣旨を踏まえ、その所管する学校について学校運営協議会を設置していない各教育委員会は、学校と保護者や地域住民等の信頼関係の深化等に一層積極的に取り組むなど、学校運営協議会を設置するために必要な環境整備を漸次推進する必要があること。

また、すでに学校運営協議会の設置について教育委員会規則を制定している教育委員会は、今回の改正による学校運営協議会の役割の見直し等を踏まえ、すみやかに当該規則を改めるなど、この法律の趣旨に沿った学校運営協議会の運営を確保し、その活動を一層充実したものとするための措置を講ずる必要があること。

② 地域学校協働活動推進員等の対象学校の運営に資する活動を行う者を委員に加えることについて

教育委員会は、学校運営協議会による対象学校の運営や当該運営への必要な支援に関する協議が実効的に行われ、当該協議の結果を踏まえた学校運営への支援活動が円滑に実施されるよう、学校運営協議会の委員として、従前の対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域の住民に加え、対象学校の運営に資する活動を行う者を任命する必要があること。

こうした者の具体的な例としては、今回の社会教育法の改正によって位置付けられる地域学校協働活動推進員をはじめ、学校と保護者や地域住民等の間をつなぐコーディネーターとしての役割を担っている者、学校運営への支援活動を行っている地域の自治会やPTA等の団体の取りまとめを行う立場にある者、学校運営を支援するボランティア活動を経験した者等が想定されること。

③ 委員の任命に関する対象学校の校長による意見の申出について

教育委員会は、対象学校の校長が、自校の運営状況やその課題を踏まえ、どのような人物が学校運営協議会の委員にふさわしいかについて意思表示をすることができるよう、学校運営協議会の委員の任命に当たり当該校長が意見を申し出る機会を確保するため、その手続を教育委員会規則に定めるなど適切な配慮を行う必要があること。

④ 学校運営協議会がその協議の結果に関する情報を提供するように努めることについて

学校運営協議会がその協議の結果に関する情報提供を行うに当たり、具体的には、学校だよりや学校運営協議会だよりといった形で配布すること、インターネットを通じて情報を発信すること、PTA集会等の会合の場を利用して周知することなどが想定されるほか、今回、学校運営協議会の委員として追加されることとなっ

た地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者により情報提供がなされることも期待されること。

このため、教育委員会は、学校運営協議会がこうした情報提供を円滑に行うことができるよう適切な配慮を行う必要があること。

⑤ 職員の任用に関する意見の対象となる事項について

学校運営協議会による対象学校の職員の任用に関する意見は、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に合った教職員の配置を求める観点から引き続き重要な役割を有するものであること。

一方、当該意見が、学校運営の混乱につながるなどの指摘があることも踏まえ、今回の改正においては、その対象となる事項を教育委員会の判断に委ねることとしたものであり、教育委員会は、地域の実情等を踏まえ、当該意見が学校運営の改善に資する内容となるよう、学校運営協議会が意見を述べる事項について、教育委員会規則において適切に規定すること。

⑥ 学校運営協議会の適正な運営を確保するための必要な措置について

教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に支障が生じ又は生ずるおそれがある場合には、学校運営協議会に対する指導・助言や委員の交代を行うなど、学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずること。

⑦ 学校運営協議会の在り方の検討について

学校運営協議会については、その設置を努力義務としたことを踏まえた各自治体における取組の状況や、学校運営への必要な支援に関しても協議することとしたことによる効果の状況、また、今後の学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、本法施行後5年を目途として、その在り方について検討を加えることとしていること。その際、学校運営協議会の活動の充実や設置の促進を図る観点から、その検討を行うことが想定されること。

⑧ 学校内における地域との連携・協働の推進のための環境整備について

学校が地域と連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・協働の中核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行うことが望ましいこと。

また、学校運営協議会は、対象学校の運営を改善するために教育委員会によって設置されるものであり、その責任の下で適切に運営される必要があることから、教育委員会は、学校運営協議会の設置及び運営に当たっては、対象学校においてその教職員の過度な事務等の負担が生ずることのないよう、適切な配慮を行う必要があること。

第五 社会教育法の一部改正（改正法第5条）

1 改正の概要

① 教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置

都道府県及び市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。 (社会教育法新第5条第2項及び第6条第2項関係)

② 地域学校協働活動推進員

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとし、地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うものとする。 (社会教育法新第9条の7関係)

2 留意事項

① 地域学校協働活動について

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第1項第13号から第15号までに規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして共に子供たちを育てるために行うものであること。すなわち、地域住民等が学校と協働し、①主として学齢児童及び学齢生徒を対象とする、学校の授業の終了後又は休業日における学習等の活動、②青少年を対象とするボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動等の活動、③社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等 (地域住民等が学校の授業や部活動等を含めた多様な学校の教育活動へ参加することなど) の活動であること。

地域住民等が学校の授業や部活動等を含めた多様な学校の教育活動に参加するなど、教育課程の内外に関わらず、地域と学校の連携協働が促されることにより、社会総がかりでの教育を実現し、地域の活性化が図られることが期待されていること。

なお、教育委員会が、地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域及び学校の状況等を踏まえて、その責任において実施するものであること。

② 地域住民と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置について

教育委員会が、地域学校協働活動の機会を提供するに当たっては、各地域及び学校の状況等を踏まえて、各教育委員会の判断により、必要な措置を講ずることとするものであること。なお、「連携協力体制の整備」に係る具体的な措置としては、地域学校協働活動推進員の確保や学校と地域が連携協働するための組織的な体制 (地域学校協働本部等) の整備が考えられること。また、「普及啓発」に係る具体的な措置としては、イベント等の開催、手引書や優良事例集の作成・配布等が考えられること。なお、「その他の必要な措置」については、地域学校協働活動に関す

る目標・計画の策定・評価等、地域の状況等に応じた様々な措置が考えられること。

③ 地域学校協働活動推進員について

教育委員会が、地域学校協働活動推進員を委嘱するに当たっては、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施のため、地域住民等と学校との情報の共有や地域住民等に対する助言等を適切に行うことができる者について、当該教育委員会の判断において選任するものであること。なお、委嘱に当たっては、当該地域学校協働活動推進員が順守すべき条件等をあらかじめ明確にしておくことが望ましいこと。

④ 学校運営協議会と地域学校協働活動との関係について

今回の改正により、学校運営協議会は、「学校の運営への必要な支援」に関しても協議する機関とされるとともに、その委員として、「地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」についても、教育委員会が任命することとされている。これにより、学校運営協議会において、学校の運営への必要な支援について、地域学校協働活動推進員も参画して協議を行い、これを地域学校協働活動に反映させることで、教育活動の充実や教職員の負担軽減等、学校運営の改善を図るものであること。

⑤ 地域学校協働活動と学校の教職員との関係について

地域学校協働活動の機会を提供する事業は、教育委員会の責任において行うものであり、教育委員会は、学校における教職員の過度な事務等の負担が生ずることのないよう、特に留意すること。

第六 施行期日について

- 改正法、改正令、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令並びに大臣の定めは、平成29年4月1日から施行するものとする。

[参考] 関係資料（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1383845.htm

(トップ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第193回国会における文部科学省成立法律(平成29年1月20日～) > 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律を参照)

【本件連絡先】

(全体及び標準法、義務教育費国庫負担法関係)

文部科学省初等中等教育局

財務課

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 2072、3746

(学校教育法及び地教行法 (共同学校事務室) 関係)

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 4675

(地教行法 (学校運営協議会) 関係)

文部科学省初等中等教育局

参事官付

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 3705、3707

(社会教育法関係)

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 2973、2977

政令第二百二十八号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）第七条第一項第五号及び第六号、第十一条第一項第五号並びに第十五条、義務教育費国庫負担法（昭和三十七年法律第百三十三号）第二条ただし書、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第四十七条の五第一項及び第五項並びに義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第六条から第八条までを二条ずつ繰り下げる。

第五条第二項第一号中「第七条」を「法第七条」に改め、同項第二号中「第八条」を「法第八条」に改

め、同項第三号中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「定める数 第八条の二」を「定める数 法第八条の二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第十五条第三号の政令で定める事情は、次の各号に掲げる整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校において障害に応じた特別の指導が行われる必要がある児童又は生徒の当該障害の種類及び当該学校の所在する地域の地理的条件を勘案し、当該学校において当該指導を適切に行うことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第七条

二 特別支援学校の小学部又は中学部について、当該学校に対する学校教育法第七十四条の要請の状況並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校が当該要請に応じて同条の責務を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが

特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の教等を考慮して文部科学大臣が定める教 法第十一条

第五条第五項中「においては、」の下に「同号に規定する共同学校事務室が置かれている学校及び」を加え、同条第六項中「第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法」を削り、「又は法」を「又は」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第十一条第一項第五号の政令で定める特別の指導)

第六条 法第十一条第一項第五号の政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる特別の指導であつて、特別支援学校の小学部又は中学部の児童又は生徒のうち当該指導を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

第二条第一項第一号中「第五条第一項各号」を「第七条第一項各号」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「同条第一項」を「法第七条第一項」に、「第七条」を「第九条」に改め、同条を第三条とし

、第一条の次に次の一条を加える。

(法第七条第一項第五号及び第六号の政令で定める特別の指導)

第二条 法第七条第一項第五号の政令で定める特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる特別の指導であつて、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。)の児童又は生徒(特別支援学級の児童又は生徒を除く。)のうち当該指導を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

2 法第七条第一項第六号の政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる特別の指導であつて、小学校又は中学校の児童又は生徒のうち当該指導を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

(義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要

する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正)

第二条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「都道府県立の小学校、中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。)及び義務教育学校を除く。」を削り、「において同じ。)」の下に「(都道府県立の小学校、中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次号、第六号及び第八号において同じ。)及び義務教育学校にあつては、義務教育費国庫負担法第二条第三号に規定する教育課程の実施を目的として配置される教職員(以下「特定教育課程担当教職員」という。)であるものに限る。以下この号において同じ。)」を加え、同条第五号中「校長及び教諭等」という。)」の下に「(都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。)」を加え、同条第六号及び第八号中「の一人」を「(都道府県立の小学校、中学校及び義務教

育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)」の「一人」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正)

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 教育委員会と保健所との関係(第八条―第十条)」を「第三章の二 共同学校事務室
第四章 教育委員会と保健所

(第七条の二・第七条の三)

との関係(第八条―第十条)」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 共同学校事務室

(法第四十七条の五第一項の政令で定める事務)

第七条の二 法第四十七条の五第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教員その他の備品の共同購入に関する事務
- 二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

（共同学校事務室の室長及び職員）

第七条の三 市町村の教育委員会は、法第四十七条の五第四項の規定により共同学校事務室の室長及び職員に対象学校の事務職員をもつて充てようとする場合において、当該事務職員が原費負担教職員であるときは、その任命権者の同意を得なければならない。同項ただし書に規定する場合において、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てるときも、同様とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置）

第二条 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第七項において「改正法」という。）附則第二条の政令で定める都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数の標準となる数は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、次項から第六項までの規定により算定した数の合計数とする。この場合においては、それぞれ、当該各項の規定により算定した数を標準として、当該各項に規定する教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

2 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（以下この条において「公立の小学校等」という。）に置くべき校長（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「標準法」という。）第二条第三項に規定する校長をいう。）の数は、標準法第六条の二に規定するところにより算定した数とする。

3 公立の小学校等に置くべき教頭及び教諭等（標準法第七条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。）

の教は、次に掲げる教を合計した教とする。

- 一 標準法第七条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定するところにより算定した教を合計した教
- 二 標準法第七条第一項第五号に規定する児童又は生徒の教にそれぞれ百三十分の一を乗じて得た教の合計教
- 三 標準法第七条第一項第六号に規定する児童又は生徒の教にそれぞれ百八十分の一を乗じて得た教の合計教
- 四 標準法第七条第一項第七号に規定する初任者研修を受ける者の教にそれぞれ六十分の一を乗じて得た教の合計教
- 五 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（以下この条において「新標準法施行令」という。）第三条に規定するところにより文部科学大臣が定める教
- 六 新標準法施行令第七条第一項、第二項第一号及び第四項に規定するところにより文部科学大臣が定め

る教を合計した教

- 七 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校において障害に応じた特別の指導が行われている場合にあつては、当該指導が行われている学校の教並びに当該指導が行われる必要がある児童又は生徒の当該障害の種類及び当該学校の所在する地域の地理的条件を勘案し、当該学校において当該指導を適切に行うことができるよう、人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の教等を考慮して文部科学大臣が定める教

- 八 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校の教職員が標準法第十五条第六号に規定する研修を受けている場合、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われている場合又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けている場合にあつては、当該学校の教等を考慮して文部科学大臣が定める教

- 4 公立の小学校等に置くべき養護教諭等（標準法第八条に規定する養護教諭等をいう。）の教は、同条に規定するところにより算定した教とする。

5 公立の小学校等（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場を含む。）に置くべき栄養教諭等（標準法第八条の二に規定する栄養教諭等をいう。）の数は、同条に規定するところにより算定した数とする。

6 公立の小学校等に置くべき事務職員（標準法第二条第三項に規定する事務職員をいう。）の数は、標準法第九条に規定するところにより算定した数とする。

7 改正法附則第二条の政令で定める都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準となる数は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、次に掲げる数を合計した数とする。

- 一 標準法第十条の二、第十一条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十二条から第十四条までに規定するところにより算定した数を合計した数
- 二 標準法第十一条第一項第五号に規定する児童及び生徒の数に百八十分の一を乗じて得た数
- 三 標準法第十一条第一項第六号に規定する初任者研修を受ける者の数に六十分の一を乗じて得た数
- 四 新標準法施行令第七条第三項第二号に規定するところにより文部科学大臣が定める数

五 公立の特別支援学校の小学部及び中学部について、当該学校の教職員が標準法第十五条第六号に規定する研修を受けている場合、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われている場合又は当該学校の教職員が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けている場合にあつては、当該学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数

8 第三項第二号から第四号まで並びに前項第二号及び第三号の規定により教職員の数を算定する場合において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

第三条 平成三十八年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第一条第五号	標準法第六条の二	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職

		員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項
	標準法第七条及び第八条	改正令附則第二条第三項及び第四項
第一条第七号及び第十五号	標準法第八条の二	改正令附則第二条第五項
第一条第九号及び第十七号	標準法第九条	改正令附則第二条第六項
第一条第十一号及び第十九号	標準法第十条第一項	改正令附則第二条第七項
第一条第十三号	標準法第六条の二	改正令附則第二条第二項
	標準法第七条及び第八条	改正令附則第二条第三項及び第四項

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第四条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十二年政

令第二百二号）の項を次のように改める。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二号）	第二条第一項	中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校	中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）
	第三条	認める学校	認める学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
	第七条第五項	義務教育諸学校	義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）

第四条の表義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の項中「義務教育学校を」及び「義務教育学校並びに」を「前期課程（一）に改め、（二）に該当するものを」の下に「除く。」を加える。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和二十三年政令第二百二号) (第一条関係) 1
- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第百五十七号) (第二条関係) 7
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号) (第三条関係) 10
- 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号) (附則第四条関係) 12

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和二十三年政令第二百二号) (第一条関係)
(傍解部分は改正部分)

改正後	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令並びに教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後の規定 (平成二十九年四月一日施行)</p>
<p>(法第七条第一項第五号及び第六号の政令で定める特別の措置)</p> <p>第二条 法第七条第一項第五号の政令で定める特別の措置は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に依して行われる特別の措置であつて、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。)の児童又は生徒(特別支援学級の児童又は生徒を除く。)のうち当該措置を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。</p> <p>2) 法第七条第一項第六号の政令で定める特別の措置は、日本語に測しないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に依して行われる特別の措置であつて、小学校又は中学校の児童又は生徒のうち当該措置を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。</p> <p>(複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合等における教頭及び教諭等の数の算定)</p> <p>第三条 法第七条第二項の政令で定める数は、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程</p>	<p>(新設)</p> <p>(複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合等における教頭及び教諭等の数の算定)</p> <p>第二条 法第七条第二項の政令で定める数は、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程</p>

程において行われる複数の教頭及び教諭等（法第七条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。以下この条及び第九条において同じ。）の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程において開設される選択教科の教及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校又は義務教育学校の前期課程において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする認められる学校の数を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

(兼課教諭等の数の算定)

第四條 法第八条第三号の政令で定めるところにより算定する数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医療のみを行うものを除く。）をいう。本号において同じ。）が存しない市（特別区を含む。第七條第一項各号を除き、以下同じ。）町村で二学級以下の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）又は中等教育学校の前期課程を設けるものの数に一を乗じて得た数

- 二 (略)
- 三 (略)

(事務職員等の数の算定)

第五條 (略)

程において行われる複数の教頭及び教諭等（同条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。以下この条及び第七條において同じ。）の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程において開設される選択教科の教及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校又は義務教育学校の前期課程において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする認められる学校の数を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

(兼課教諭等の数の算定)

第三條 法第八条第三号の政令で定めるところにより算定する数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医療のみを行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）が存しない市（特別区を含む。第五條第一項各号を除き、以下同じ。）町村で二学級以下の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）又は中等教育学校の前期課程を設けるものの数に一を乗じて得た数

- 二 (略)
- 三 (略)

(事務職員等の数の算定)

第四條 (略)

(法第十一条第一項第五号の政令で定める特別の指導)

第六條 法第十一条第一項第五号の政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる特別の指導であつて、特別支援学校の小学部又は中学部の児童又は生徒のうち当該指導を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第七條 (略)

二 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

- 一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数を考慮して文部科学大臣が定める数

法第七條

- 二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、心身の健康を害している児童又は生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数を考慮して文部科学大臣が定める数

法第八條

- 三 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（法第八條の二第三号の規定により栄養教諭等（同条に規定する栄養教諭等をいう。第九條第一項において同じ。）の数を算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六條に規定する施設をいう。第六

(新設)

(教職員定数の算定に関する特例)

第五條 (略)

二 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

- 一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数を考慮して文部科学大臣が定める数

第七條

- 二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、心身の健康を害している児童又は生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数を考慮して文部科学大臣が定める数

第八條

- 三 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（法第八條の二第三号の規定により栄養教諭等（同条に規定する栄養教諭等をいう。第七條第一項において同じ。）の数を算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六條に規定する施設をいう。第六

項及び第九條第一項において同じ。)に係る小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程とする。)において、若しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生活の改善のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第八條の二

3) 法第十五條第三号の政令で定める事情は、次の各号に掲げる整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校において障害に起因した特別の指導が行われる必要がある児童又は生徒の当該障害の種類及び当該学校の所在する地域の地理的条件を勘案し、当該学校において当該指導を適切に行うことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第七條

二 特別支援学校の小学部又は中学部について、当該学校に対する学校教育法第七十四條の要請の状況並びに当該学校の組織、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校が当該要請に応じて同条の責務を十分に果たすことができるよう、

項及び第七條第一項において同じ。)に係る小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程とする。)において、若しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生活の改善のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八條の二

3) 法第十五條第三号の政令で定める事情は、特別支援学校の小学部又は中学部について、当該学校に対する学校教育法第七十四條の要請の状況並びに当該学校の組織、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校が当該要請に応じて同条の責務を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、法第十五條の規定により教職員の数を加える場合においては、同号に規定する特別の指導が行われる学校及び当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七條又は第十一條の規定により算定した数に加えるものとする。

きるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第十一條

4 (略)

5 法第十五條第五号の政令で定める事情は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となつていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、同号に規定する共同学校事務室が置かれている学校及び当該拠点となつている学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九條の規定により算定した数に加えるものとする。

6 法第十五條第六号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校(共同調理場を含む。)において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員特別法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條第一項の指導改善研修を受けていることとし、法第十五條の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校(共同調理場を含む。)の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七條から第九條まで又は第十一條の規定により算定した数に加えるものとする。

(併設校の規模等)
第八條 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

4 (略)

5 法第十五條第五号の政令で定める事情は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となつていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該拠点となつている学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九條の規定により算定した数に加えるものとする。

6 法第十五條第六号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校(共同調理場を含む。)において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員特別法(昭和二十四年法律第一号)第二十三條第一項の初任者研修若しくは同法第二十五條第一項の指導改善研修を受けていることとし、法第十五條の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校(共同調理場を含む。)の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七條から第九條まで又は法第十一條の規定により算定した数に加えるものとする。

(併設校の規模等)
第六條 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第九條 (略)	(法第十七條第二項の政令で定める非常勤の講師)
第十條 (略)	(文部科学省令への委任)
第十一條 (略)	

第七條 (略)	(法第十七條第二項の政令で定める非常勤の講師)
第八條 (略)	(文部科学省令への委任)
第九條 (略)	

○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に就する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第五十七号)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令による改正後の規定 (平成二十九年四月一日施行)
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 都道府県教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除き、特別区を含む。以下同じ。</p> <p>町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(以下「都道府県及び市町村の設置する小学校等」という。))の一般教職員(栄養教諭等(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員をいう。以下同じ。)、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号及び第十二号において同じ。)(都道府県立の小学校、中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。))及び義務教育学校を除く。以下「都道府県及び市町村の設置する小学校等」という。))の一般教職員(栄養教諭等(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員をいう。以下同じ。))、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号及び第十二号において同じ。))の一人当たりの給料(給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。))の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育若学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。))第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経費毎教別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員の実</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 都道府県教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除き、特別区を含む。以下同じ。</p> <p>町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(都道府県立の小学校、中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。))及び義務教育学校を除く。以下「都道府県及び市町村の設置する小学校等」という。))の一般教職員(栄養教諭等(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員をいう。以下同じ。))、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号及び第十二号において同じ。))の一人当たりの給料(給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。))の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育若学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。))第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経費毎教別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員の実</p>

職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経歴年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の实数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）、同法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六 都道府県栄養教諭等基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）の一般教職員である栄養教諭等（

都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経歴年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

七 (略)

八 都道府県事務職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給並びに当該都道府県における経歴年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の实数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

九十九 (略)

数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の实数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）、同法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六 都道府県栄養教諭等基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）の一般教職員である栄養教諭等の

一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経歴年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

七 (略)

八 都道府県事務職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給並びに当該都道府県における経歴年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の实数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

九十九 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 教育委員会の教育長及び委員（第一条―第三条）</p> <p>第二章 事務局職員（第四条―第六条）</p> <p>第三章 県費負担教職員に対する地方公務員法の適用（第七条）</p> <p>第三章の二 共同学校事務局（第七条の二・第七条の三）</p> <p>第四章 教育委員会と保健所との関係（第八条―第十条）</p> <p>第五章 教育組合（第十一条―第十八条）</p> <p>第六章 市町村の設置分令があつた場合における特例（第十九条―第二十一条）</p> <p>第七章 指定都市の指定があつた場合における特例（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第八章 雑則（第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第三章の二 共同学校事務局 （法第四十七条の五第一項の政令で定める事務）</p> <p>第七条の二 法第四十七条の五第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該共同学校事務局がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務</p> <p>二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務局において共同処理すること若し当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務</p> <p>（共同学校事務局の設置及び職員）</p> <p>第七条の三 市町村の教育委員会は、法第四十七条の五第四項の規定により共同学校事務局の定員及び職員に対象学校の事務職員をもつて充てようとする場合において、当該事務職員が県費負担教職員であるときは、その任命権者の同意を得なければならない。同項ただし書に規定する場合において、当該事務職員以外の者をもつて定員に充てるときも、同様とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 教育委員会の教育長及び委員（第一条―第三条）</p> <p>第二章 事務局職員（第四条―第六条）</p> <p>第三章 県費負担教職員に対する地方公務員法の適用（第七条）</p> <p>第四章 教育委員会と保健所との関係（第八条―第十条）</p> <p>第五章 教育組合（第十一条―第十八条）</p> <p>第六章 市町村の設置分令があつた場合における特例（第十九条―第二十一条）</p> <p>第七章 指定都市の指定があつた場合における特例（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第八章 雑則（第二十四条）</p> <p>附則 （新設）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前																	
<p>（学校教育法等の特例に係る学校教育法施行令等の廃止）</p> <p>第四条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）</td> <td>第二条第一項</td> <td>中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校）</td> <td>中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを</td> </tr> </tbody> </table>		(略)	(略)	(略)	(略)	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）	第二条第一項	中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校）	中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令並びに教育公務員特別法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後の規定（平成二十九年四月一日施行）</p> <p>（学校教育法等の特例に係る学校教育法施行令等の廃止）</p> <p>第四条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(略)	(略)	(略)	(略)	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）			
(略)	(略)	(略)	(略)																
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）	第二条第一項	中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校）	中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを																
(略)	(略)	(略)	(略)																
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）																			

義務教育法 第一条第四項	前期課程（	前期課程（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）
義務教育法 第一条第四項	義務教育諸学校	義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）
義務教育法 第一条第四項	義務教育諸学校並びに	義務教育諸学校並びに

義務教育法 第一条第四項	前期課程（	前期課程（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）
義務教育法 第一条第四項	義務教育諸学校	義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）
義務教育法 第一条第四項	義務教育諸学校並びに	義務教育諸学校並びに

庫負担法第二号 条ただし書及び び第三條ただし し書の規定に 基づき教職員 の給与及び報 酬等に要する 経費の国庫負 担額の最高限 度を定める政 令（平成十六 年政令第百五 十七号）	(略)	(略)	特別区域法（平成二 十五年法律第百七号） 第十二條の第三項三 項第三号に規定する 特定公立国際教育學 校等（以下単に「特 定公立国際教育學校 等」という。）に該 当するものを除く。	庫負担法第二号 条ただし書及び び第三條ただし し書の規定に 基づき教職員 の給与及び報 酬等に要する 経費の国庫負 担額の最高限 度を定める政 令（平成十六 年政令第百五 十七号）	(略)	(略)	国家戦略特別区域法 （平成二十五年法律 第七号）第十二條 の第三項第三号に 規定する特定公立国 際教育學校等（以下 単に「特定公立国際 教育學校等」という ）に該当するもの を
---	-----	-----	--	---	-----	-----	---

○文部科学省令第二十一号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「において同じ。」の下に「（都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員（令第一条第四号に規定する特定教育課程担当教職員をいう。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）であるものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第三条第一項及び第四条第一項中「同じ。」の実数」を「同じ。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数」に改める。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第二 (第二條第一項第二号及び第二項第二号關係)

経 験 年 数	月 額
8 未 年 以 上	279,900
8 未 年 以 上	290,600
9 未 年 以 上	307,800
0 未 年 以 上	318,700
1 未 年 以 上	329,200
1 未 年 以 上	338,300
1 未 年 以 上	346,500
1 未 年 以 上	354,100
1 未 年 以 上	361,600
1 未 年 以 上	368,100
1 未 年 以 上	375,100
2 未 年 以 上	386,100
2 未 年 以 上	395,600
2 未 年 以 上	401,700
2 未 年 以 上	405,000
2 未 年 以 上	413,100
2 未 年 以 上	416,200
2 未 年 以 上	418,300
3 未 年 以 上	425,500
3 未 年 以 上	431,100
3 未 年 以 上	437,200
3 未 年 以 上	442,700
3 未 年 以 上	444,000

別表第一 (第二條第一項第一号及び第二項第一号關係)

経 験 年 数	月 額
1 未 年 以 上	373,900
2 未 年 以 上	387,700
2 未 年 以 上	393,500
2 未 年 以 上	399,200
2 未 年 以 上	404,700
2 未 年 以 上	415,200
2 未 年 以 上	419,700
2 未 年 以 上	424,800
2 未 年 以 上	429,400
3 未 年 以 上	434,200
3 未 年 以 上	442,400
3 未 年 以 上	447,100
3 未 年 以 上	451,400
3 未 年 以 上	458,100
3 未 年 以 上	462,900

別表第四 (第二條第一項第四号及び第二項第四号並びに第三條第一項第二号、第二項第二号及び第三項關係)

経 験 年 数	月 額
1 未 年	2 0 0
1 以 年	2 0 9
2 以 年	2 1 5
3 以 年	2 2 4
4 以 年	2 3 1
5 以 年	2 4 2
6 以 年	2 5 3
7 以 年	2 6 7
8 以 年	2 7 2
9 以 年	2 8 2
1 0 以 年	2 9 2
1 1 以 年	3 0 4
1 2 以 年	3 1 5
1 3 以 年	3 2 3
1 4 以 年	3 3 2
1 5 以 年	3 4 0
1 6 以 年	3 4 6
1 7 以 年	3 5 2
1 8 以 年	3 5 9
1 9 以 年	3 6 3
2 0 以 年	3 6 7
2 1 以 年	3 7 0
2 2 以 年	3 7 4
2 3 以 年	3 7 8
2 4 以 年	3 8 1
2 5 以 年	3 8 4
2 6 以 年	3 8 7
2 7 以 年	3 8 9
2 8 以 年	3 9 0
2 9 以 年	3 9 2
3 0 以 年	3 9 7
3 2 以 年	4 0 0
3 3 以 年	4 0 5
3 4 以 年	4 0 6
3 5 以 年	4 0 7
2 未 年	8 5 0
3 未 年	6 0 0
4 未 年	1 0 0
5 未 年	5 0 0
6 未 年	6 0 0
7 未 年	1 0 0
8 未 年	0 0 0
9 未 年	0 0 0
1 0 未 年	0 0 0
1 1 未 年	0 0 0
1 2 未 年	0 0 0
1 3 未 年	0 0 0
1 4 未 年	0 0 0
1 5 未 年	0 0 0
1 6 未 年	0 0 0
1 7 未 年	0 0 0
1 8 未 年	0 0 0
1 9 未 年	0 0 0
2 0 未 年	0 0 0
2 1 未 年	0 0 0
2 2 未 年	0 0 0
2 3 未 年	0 0 0
2 4 未 年	0 0 0
2 5 未 年	0 0 0
2 6 未 年	0 0 0
2 7 未 年	0 0 0
2 8 未 年	0 0 0
2 9 未 年	0 0 0
3 0 未 年	0 0 0
3 2 未 年	0 0 0
3 3 未 年	0 0 0
3 4 未 年	0 0 0
3 5 未 年	0 0 0

別表第三 (第二條第一項第三号及び第二項第三号並びに第三條第一項第二号、第二項第一号及び第三項關係)

経 験 年 数	月 額
1 未 年	2 6 4
1 以 年	2 7 0
2 以 年	2 9 1
3 以 年	3 0 1
4 以 年	3 1 3
5 以 年	3 2 2
6 以 年	3 3 1
7 以 年	3 3 9
8 以 年	3 4 7
9 以 年	3 5 3
1 0 以 年	3 6 0
1 1 以 年	3 6 6
1 2 以 年	3 7 1
1 3 以 年	3 7 5
1 4 以 年	3 7 9
1 5 以 年	3 8 3
1 6 以 年	3 8 7
1 7 以 年	3 9 2
1 8 以 年	3 9 5
1 9 以 年	3 9 7
2 0 以 年	4 0 0
2 1 以 年	4 0 3
2 2 以 年	4 0 7
2 3 以 年	4 0 9
2 4 以 年	4 1 1
2 5 以 年	4 1 7
2 6 以 年	4 1 8
2 7 以 年	4 2 1
2 8 以 年	4 2 1
2 9 以 年	4 2 1
3 0 以 年	4 2 1
3 2 以 年	4 2 1
3 3 以 年	4 2 1
3 4 以 年	4 2 1
3 5 以 年	4 2 1
9 未 年	1 4 4
1 0 未 年	5 0 0
1 1 未 年	1 0 0
1 2 未 年	1 0 0
1 3 未 年	1 0 0
1 4 未 年	1 0 0
1 5 未 年	1 0 0
1 6 未 年	1 0 0
1 7 未 年	1 0 0
1 8 未 年	1 0 0
1 9 未 年	1 0 0
2 0 未 年	1 0 0
2 1 未 年	1 0 0
2 2 未 年	1 0 0
2 3 未 年	1 0 0
2 4 未 年	1 0 0
2 5 未 年	1 0 0
2 6 未 年	1 0 0
2 7 未 年	1 0 0
2 8 未 年	1 0 0
2 9 未 年	1 0 0
3 0 未 年	1 0 0
3 2 未 年	1 0 0
3 3 未 年	1 0 0
3 4 未 年	1 0 0
3 5 未 年	1 0 0

別表第六（第三條第一項第三号、第二項第三号及び第三項並びに第五條第一項第六号及び第二項第六号關係）

經 驗 年 數	月 額
1 未年	1 63,
1 以年	1 78,
2 以年	3 00,
3 以年	3 00,
4 以年	0 00,
5 以年	7 00,
6 以年	2 00,
7 以年	0 00,
8 以年	0 00,
9 以年	0 00,
10 以年	0 00,
11 以年	3 90,
12 以年	1 00,
13 以年	0 00,
14 以年	0 00,
15 以年	0 00,
16 以年	0 00,
17 以年	0 00,
18 以年	0 00,
19 以年	0 00,
20 以年	0 00,
21 以年	8 00,
22 以年	1 73,
23 以年	2 26,
24 以年	3 37,
25 以年	5 61,
26 以年	6 66,
27 以年	7 00,
28 以年	0 00,
29 以年	3 00,
30 以年	5 00,
31 以年	1 00,
32 以年	0 00,
33 以年	5 00,
34 以年	0 00,
35 以年	5 90,
36 以年	0 00,
37 以年	5 00,
38 以年	0 00,
39 以年	0 00,
40 以年	2 53,
41 以年	4 05,
42 以年	4 00,
43 以年	0 00,
44 以年	0 00,
45 以年	0 00,
46 以年	0 00,
47 以年	0 00,
48 以年	0 00,
49 以年	0 00,
50 以年	0 00,
51 以年	0 00,
52 以年	0 00,
53 以年	0 00,
54 以年	0 00,
55 以年	0 00,
56 以年	0 00,
57 以年	0 00,
58 以年	0 00,
59 以年	0 00,
60 以年	0 00,
61 以年	0 00,
62 以年	0 00,
63 以年	0 00,
64 以年	0 00,
65 以年	0 00,
66 以年	0 00,
67 以年	0 00,
68 以年	0 00,
69 以年	0 00,
70 以年	0 00,
71 以年	0 00,
72 以年	0 00,
73 以年	0 00,
74 以年	0 00,
75 以年	0 00,
76 以年	0 00,
77 以年	0 00,
78 以年	0 00,
79 以年	0 00,
80 以年	0 00,
81 以年	0 00,
82 以年	0 00,
83 以年	0 00,
84 以年	0 00,
85 以年	0 00,
86 以年	0 00,
87 以年	0 00,
88 以年	0 00,
89 以年	0 00,
90 以年	0 00,
91 以年	0 00,
92 以年	0 00,
93 以年	0 00,
94 以年	0 00,
95 以年	0 00,
96 以年	0 00,
97 以年	0 00,
98 以年	0 00,
99 以年	0 00,
100 以年	0 00,

別表第五（第二條第一項第五号及び第二項第五号關係）

經 驗 年 數	月 額
1 未年	1 99,
1 以年	0 5,
2 以年	1 19,
3 以年	2 15,
4 以年	2 32,
5 以年	3 44,
6 以年	4 48,
7 以年	5 22,
8 以年	5 7,
9 以年	6 17,
10 以年	6 77,
11 以年	7 77,
12 以年	8 85,
13 以年	8 5,
14 以年	9 14,
15 以年	9 7,
16 以年	9 8,
17 以年	9 9,
18 以年	9 9,
19 以年	9 9,
20 以年	9 9,
21 以年	9 9,
22 以年	9 9,
23 以年	9 9,
24 以年	9 9,
25 以年	9 9,
26 以年	9 9,
27 以年	9 9,
28 以年	9 9,
29 以年	9 9,
30 以年	9 9,
31 以年	9 9,
32 以年	9 9,
33 以年	9 9,
34 以年	9 9,
35 以年	9 9,
36 以年	9 9,
37 以年	9 9,
38 以年	9 9,
39 以年	9 9,
40 以年	9 9,
41 以年	9 9,
42 以年	9 9,
43 以年	9 9,
44 以年	9 9,
45 以年	9 9,
46 以年	9 9,
47 以年	9 9,
48 以年	9 9,
49 以年	9 9,
50 以年	9 9,
51 以年	9 9,
52 以年	9 9,
53 以年	9 9,
54 以年	9 9,
55 以年	9 9,
56 以年	9 9,
57 以年	9 9,
58 以年	9 9,
59 以年	9 9,
60 以年	9 9,
61 以年	9 9,
62 以年	9 9,
63 以年	9 9,
64 以年	9 9,
65 以年	9 9,
66 以年	9 9,
67 以年	9 9,
68 以年	9 9,
69 以年	9 9,
70 以年	9 9,
71 以年	9 9,
72 以年	9 9,
73 以年	9 9,
74 以年	9 9,
75 以年	9 9,
76 以年	9 9,
77 以年	9 9,
78 以年	9 9,
79 以年	9 9,
80 以年	9 9,
81 以年	9 9,
82 以年	9 9,
83 以年	9 9,
84 以年	9 9,
85 以年	9 9,
86 以年	9 9,
87 以年	9 9,
88 以年	9 9,
89 以年	9 9,
90 以年	9 9,
91 以年	9 9,
92 以年	9 9,
93 以年	9 9,
94 以年	9 9,
95 以年	9 9,
96 以年	9 9,
97 以年	9 9,
98 以年	9 9,
99 以年	9 9,
100 以年	9 9,

別表第八 (第五條第一項第一号及び第二項第一号關係)

経 験 年 数	月 額
18年未滿	379,400
19年未滿	387,000
20年未滿	395,000
21年未滿	402,000
22年未滿	409,000
23年未滿	415,000
24年未滿	421,000
25年未滿	428,000
26年未滿	435,000
27年未滿	444,000
28年未滿	458,000
29年未滿	464,000
30年未滿	471,000
31年未滿	473,000
32年未滿	474,000
33年未滿	474,000

別表第七 (第四條並びに第五條第一項第七号及び第二項第七号關係)

経 験 年 数	月 額
11年未滿	148,000
12年未滿	153,000
13年未滿	159,000
14年未滿	166,000
15年未滿	174,000
16年未滿	182,000
17年未滿	189,000
18年未滿	195,000
19年未滿	200,000
20年未滿	210,000
21年未滿	217,000
22年未滿	223,000
23年未滿	231,000
24年未滿	245,000
25年未滿	256,000
26年未滿	263,000
27年未滿	277,000
28年未滿	284,000
29年未滿	298,000
30年未滿	305,000
31年未滿	311,000
32年未滿	317,000
33年未滿	322,000
34年未滿	326,000
35年未滿	335,000
36年未滿	355,000
37年未滿	362,000
38年未滿	365,000
39年未滿	376,000
40年未滿	381,000
41年未滿	383,000
42年未滿	386,000
43年未滿	388,000
44年未滿	388,000
45年未滿	395,000
46年未滿	397,000
47年未滿	398,000
48年未滿	402,000

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(都道府県教員基礎給料月額等の算定方法)
 第二条 令第一条第四号に規定する都道府県教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等(同号に規定する都道府県及び市町村の設置する小学校等をいう。以下同じ。)の一般教職員(栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭(以下「栄養主幹教諭」という。)、栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養主幹教諭及び栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。))及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(以下「育児休業者」という。)、休職者、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者(以下「大学院修学休業者」

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令案(平成二十九年文部科学省令九号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(平成二十九年文部科学省令第一号)による改正後の規定(平成二十九年四月一日施行)
 (都道府県教員基礎給料月額等の算定方法)
 第二条 令第一条第四号に規定する都道府県教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等(同号に規定する都道府県及び市町村の設置する小学校等をいう。以下同じ。)の一般教職員(栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭(以下「栄養主幹教諭」という。)、栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養主幹教諭及び栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。))及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(以下「育児休業者」という。)、休職者、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者(以下「大学院修学休業者」

という。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている者(以下「自己啓発等休業者」という。))及び同法二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている者(以下「配偶者同行休業者」という。))を除く。以下この条において同じ。)

(都道府県立の小学校、中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次条第一項及び第四条第一項において同じ。))及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員(令第一条第四号に規定する特定教育課程担当教職員をいう。次条第一項及び第四条第一項において同じ。))であるものに限る。以下この項において同じ。)の実数で除して得た額とする。

一、五 (略)

という。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている者(以下「自己啓発等休業者」という。))及び同法二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている者(以下「配偶者同行休業者」という。))を除く。以下この条において同じ。)の実数で除して得た額とする。

- 一 別表第一の月額欄に掲げる額に当該額に於ける同表の経歴年数の欄に掲げる経歴年数に於ける当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額
- 二 別表第二の月額欄に掲げる額に当該額に於ける同表の経歴年数の欄に掲げる経歴年数に於ける当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額
- 三 別表第三の月額欄に掲げる額に当該額に於ける同表の経歴年数の欄に掲げる経歴年数に於ける当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

(都道府県栄養教諭等基礎給料月額等の算定方法)

第三条 令第一条第六号に規定する都道府県栄養教諭等基礎給料月額
は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県に
おける当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置す
る小学校等及び市(指定都市を除き、特別区を含む。以下この条及
び第五条において同じ。)町村立の共同調理場(学校給食法第六条
に規定する施設をいう。以下この条において同じ。)の一般教職員
である栄養主幹教諭及び栄養教諭(育児休業者、休職者、大学院修
学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下こ
の条において同じ。)並びに学校栄養職員(育児休業者、休職者、
自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条におい
て同じ。)(都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつ
ては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この項にお

いて同じ。)の実数で除して得た額とする。
一〇三 (略)

(都道府県事務職員基礎給料月額等の算定方法)

第四条 令第一条第八号に規定する都道府県事務職員基礎給料月額は
、別表第七の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数
の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五
月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教
職員である事務職員(育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び
配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。)(都道府県
立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担
当教職員であるものに限る。以下この項において同じ。)の実数を

四 別表第四の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年
数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度
の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の
一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計
額

五 別表第五の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年
数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度
の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の
一般教職員である助教諭、養護助教諭及び講師の実数を乗じて得
た額の合計額

(都道府県栄養教諭等基礎給料月額等の算定方法)

第三条 令第一条第六号に規定する都道府県栄養教諭等基礎給料月額
は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県に
おける当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置す
る小学校等及び市(指定都市を除き、特別区を含む。以下この条及
び第五条において同じ。)町村立の共同調理場(学校給食法第六条
に規定する施設をいう。以下この条において同じ。)の一般教職員
である栄養主幹教諭及び栄養教諭(育児休業者、休職者、大学院修
学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下こ
の条において同じ。)並びに学校栄養職員(育児休業者、休職者、
自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条におい
て同じ。)の実数で除して得た額とする。

一 別表第三の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年
数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度
の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の
一般教職員である栄養主幹教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第四の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年
数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度
の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の
一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三 別表第六の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年
数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度
の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及
び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数
を乗じて得た額の合計額

(都道府県事務職員基礎給料月額等の算定方法)

第四条 令第一条第八号に規定する都道府県事務職員基礎給料月額は
、別表第七の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数
の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五
月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教
職員である事務職員(育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び
配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。)の実数を乗
じて得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に
在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員であ

別表第一(第二系第一項第一号及び第二項第一号関係)

年 級	員 数	月 額
18年未満		373,900
18年以上		360,900
19年未満		387,700
19年以上		393,500
20年未満		399,300
20年以上		404,100
21年未満		410,000
21年以上		415,800
22年未満		421,600
22年以上		427,400
23年未満		433,200
23年以上		439,000
24年未満		444,800
24年以上		450,600
25年未満		456,400
25年以上		462,200
26年未満		468,000
26年以上		473,800
27年未満		479,600
27年以上		485,400
28年未満		491,200
28年以上		497,000
29年未満		502,800
29年以上		508,600
30年未満		514,400
30年以上		520,200
31年未満		526,000
31年以上		531,800
32年未満		537,600
32年以上		543,400
33年未満		549,200
33年以上		555,000

2 (略)

累して得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

別表第一(第二系第一号関係)

年 級	員 数	月 額
18年未満		373,900
18年以上		360,900
19年未満		387,700
19年以上		393,500
20年未満		399,300
20年以上		404,100
21年未満		410,000
21年以上		415,800
22年未満		421,600
22年以上		427,400
23年未満		433,200
23年以上		439,000
24年未満		444,800
24年以上		450,600
25年未満		456,400
25年以上		462,200
26年未満		468,000
26年以上		473,800
27年未満		479,600
27年以上		485,400
28年未満		491,200
28年以上		497,000
29年未満		502,800
29年以上		508,600
30年未満		514,400
30年以上		520,200
31年未満		526,000
31年以上		531,800
32年未満		537,600
32年以上		543,400
33年未満		549,200
33年以上		555,000

2 (略)

る事務職員の实数で除して得た額とする。

別表第二(第二系第一項第二号及び第二項第二号関係)

年 級	員 数	月 額
9年未満		279,100
9年以上		290,200
10年未満		295,600
10年以上		307,800
11年未満		313,000
11年以上		325,200
12年未満		330,400
12年以上		342,600
13年未満		347,800
13年以上		360,000
14年未満		365,200
14年以上		377,400
15年未満		382,600
15年以上		394,800
16年未満		400,000
16年以上		412,200
17年未満		419,400
17年以上		431,600
18年未満		438,800
18年以上		451,200
19年未満		458,600
19年以上		471,000
20年未満		478,400
20年以上		491,200
21年未満		498,600
21年以上		511,400
22年未満		518,800
22年以上		532,000
23年未満		539,200
23年以上		552,800
24年未満		559,200
24年以上		572,800
25年未満		579,200
25年以上		592,200
26年未満		599,600
26年以上		612,600
27年未満		619,000
27年以上		632,000
28年未満		638,400
28年以上		651,400
29年未満		657,800
29年以上		670,800
30年未満		677,200
30年以上		690,200
31年未満		696,600
31年以上		709,600
32年未満		716,000
32年以上		729,000
33年未満		735,400
33年以上		748,400

2 (略)

累して得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

別表第二(第二系第二号関係)

年 級	員 数	月 額
9年未満		279,100
9年以上		290,200
10年未満		295,600
10年以上		307,800
11年未満		313,000
11年以上		325,200
12年未満		330,400
12年以上		342,600
13年未満		347,800
13年以上		360,000
14年未満		365,200
14年以上		377,400
15年未満		382,600
15年以上		394,800
16年未満		400,000
16年以上		412,200
17年未満		419,400
17年以上		431,600
18年未満		438,800
18年以上		451,200
19年未満		458,600
19年以上		471,000
20年未満		478,400
20年以上		491,200
21年未満		498,600
21年以上		511,400
22年未満		518,800
22年以上		532,000
23年未満		539,200
23年以上		552,800
24年未満		559,200
24年以上		572,800
25年未満		579,200
25年以上		592,200
26年未満		599,600
26年以上		612,600
27年未満		619,000
27年以上		632,000
28年未満		638,400
28年以上		651,400
29年未満		657,800
29年以上		670,800
30年未満		677,200
30年以上		690,200
31年未満		696,600
31年以上		709,600
32年未満		716,000
32年以上		729,000
33年未満		735,400
33年以上		748,400

2 (略)

累して得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

別添第8 (第五号第一項第一号及び第二項第一号関係)

経 緯 年 数	月 額
18年未満	379,400
18年以上	387,700
19年未満	385,700
19年以上	402,900
20年未満	415,500
20年以上	421,900
21年未満	424,400
21年以上	435,200
22年未満	440,700
22年以上	448,900
23年未満	464,400
23年以上	471,000
24年未満	474,400
24年以上	474,300

別添第8 (第五号第一項第一号関係)

経 緯 年 数	月 額
18年未満	379,400
18年以上	387,700
19年未満	385,700
19年以上	402,900
20年未満	415,500
20年以上	421,900
21年未満	424,400
21年以上	435,200
22年未満	440,700
22年以上	448,900
23年未満	464,400
23年以上	471,000
24年未満	474,400
24年以上	474,300

別添第7 (第四号第一項第七号及び第二項第七号関係)

経 緯 年 数	月 額
1年未満	146,800
1年以上	157,800
2年未満	159,100
2年以上	166,700
3年未満	174,200
3年以上	182,600
4年未満	188,400
4年以上	195,800
5年未満	200,800
5年以上	210,500
6年未満	217,700
6年以上	224,500
7年未満	234,100
7年以上	241,100
8年未満	250,800
8年以上	255,500
9年未満	263,200
9年以上	270,200
10年未満	274,800
10年以上	284,800
11年未満	292,700
11年以上	298,700
12年未満	305,100
12年以上	311,100
13年未満	317,200
13年以上	322,200
14年未満	327,300
14年以上	332,300
15年未満	339,700
15年以上	345,700
16年未満	355,800
16年以上	359,400
17年未満	362,400
17年以上	366,400
18年未満	372,000
18年以上	376,800
19年未満	381,400
19年以上	385,200
20年未満	389,800
20年以上	394,200
21年未満	395,600
21年以上	397,000
22年未満	399,200
22年以上	402,300

別添第7 (第四号第一項第七号関係)

経 緯 年 数	月 額
1年未満	146,800
1年以上	157,800
2年未満	159,100
2年以上	166,700
3年未満	174,200
3年以上	182,600
4年未満	188,400
4年以上	195,800
5年未満	200,800
5年以上	210,500
6年未満	217,700
6年以上	224,500
7年未満	231,100
7年以上	238,100
8年未満	245,800
8年以上	252,800
9年未満	259,200
9年以上	267,200
10年未満	274,800
10年以上	282,800
11年未満	290,700
11年以上	298,700
12年未満	305,100
12年以上	311,100
13年未満	317,200
13年以上	322,200
14年未満	327,300
14年以上	332,300
15年未満	339,700
15年以上	345,700
16年未満	355,800
16年以上	359,400
17年未満	362,400
17年以上	366,400
18年未満	372,000
18年以上	376,800
19年未満	381,400
19年以上	385,200
20年未満	389,800
20年以上	394,200
21年未満	395,600
21年以上	397,000
22年未満	399,200
22年以上	402,300

別表第十 (第五系第一項第三号、第二項第三号及第三項関係)

経 年 数	月 額
11年未満	292,000
11年以上	302,200
12年未満	314,000
12年以上	323,800
13年未満	326,800
13年以上	332,200
14年未満	337,300
14年以上	342,200
15年未満	347,800
15年以上	353,000
16年未満	358,000
16年以上	363,700
17年未満	369,000
17年以上	374,800
18年未満	380,000
18年以上	385,800
19年未満	391,000
19年以上	397,000
20年未満	402,000
20年以上	408,000
21年未満	413,000
21年以上	419,000
22年未満	424,000
22年以上	430,000
23年未満	435,000
23年以上	440,000
24年未満	440,000
24年以上	440,000
25年未満	440,000
25年以上	440,000
26年未満	440,000
26年以上	440,000
27年未満	440,000
27年以上	440,000
28年未満	440,000
28年以上	440,000
29年未満	440,000
29年以上	440,000
30年未満	440,000
30年以上	440,000
31年未満	440,000
31年以上	440,000
32年未満	440,000
32年以上	440,000
33年未満	440,000
33年以上	440,000
34年未満	440,000
34年以上	440,000
35年未満	440,000
35年以上	440,000

別表第九 (第五系第一項第二号及第二項第二号関係)

経 年 数	月 額
11年未満	308,000
11年以上	319,000
12年未満	330,000
12年以上	341,000
13年未満	352,000
13年以上	363,000
14年未満	374,000
14年以上	385,000
15年未満	396,000
15年以上	407,000
16年未満	418,000
16年以上	429,000
17年未満	440,000
17年以上	451,000
18年未満	462,000
18年以上	473,000
19年未満	484,000
19年以上	495,000
20年未満	506,000
20年以上	517,000
21年未満	528,000
21年以上	539,000
22年未満	550,000
22年以上	561,000
23年未満	572,000
23年以上	583,000
24年未満	594,000
24年以上	605,000
25年未満	616,000
25年以上	627,000
26年未満	638,000
26年以上	649,000
27年未満	660,000
27年以上	671,000
28年未満	682,000
28年以上	693,000
29年未満	704,000
29年以上	715,000
30年未満	726,000
30年以上	737,000
31年未満	748,000
31年以上	759,000
32年未満	770,000
32年以上	781,000
33年未満	792,000
33年以上	803,000
34年未満	814,000
34年以上	825,000
35年未満	836,000
35年以上	847,000

別表第十 (第五系第一項第三号及第二項関係)

経 年 数	月 額
11年未満	292,000
11年以上	302,200
12年未満	314,000
12年以上	323,800
13年未満	326,800
13年以上	332,200
14年未満	337,300
14年以上	342,200
15年未満	347,800
15年以上	353,000
16年未満	358,000
16年以上	363,700
17年未満	369,000
17年以上	374,800
18年未満	380,000
18年以上	385,800
19年未満	391,000
19年以上	397,000
20年未満	402,000
20年以上	408,000
21年未満	413,000
21年以上	419,000
22年未満	424,000
22年以上	430,000
23年未満	435,000
23年以上	440,000
24年未満	440,000
24年以上	440,000
25年未満	440,000
25年以上	440,000
26年未満	440,000
26年以上	440,000
27年未満	440,000
27年以上	440,000
28年未満	440,000
28年以上	440,000
29年未満	440,000
29年以上	440,000
30年未満	440,000
30年以上	440,000
31年未満	440,000
31年以上	440,000
32年未満	440,000
32年以上	440,000
33年未満	440,000
33年以上	440,000
34年未満	440,000
34年以上	440,000

別表第九 (第五系第一項第二号関係)

経 年 数	月 額
11年未満	308,000
11年以上	319,000
12年未満	330,000
12年以上	341,000
13年未満	352,000
13年以上	363,000
14年未満	374,000
14年以上	385,000
15年未満	396,000
15年以上	407,000
16年未満	418,000
16年以上	429,000
17年未満	440,000
17年以上	451,000
18年未満	462,000
18年以上	473,000
19年未満	484,000
19年以上	495,000
20年未満	506,000
20年以上	517,000
21年未満	528,000
21年以上	539,000
22年未満	550,000
22年以上	561,000
23年未満	572,000
23年以上	583,000
24年未満	594,000
24年以上	605,000
25年未満	616,000
25年以上	627,000
26年未満	638,000
26年以上	649,000
27年未満	660,000
27年以上	671,000
28年未満	682,000
28年以上	693,000
29年未満	704,000
29年以上	715,000
30年未満	726,000
30年以上	737,000
31年未満	748,000
31年以上	759,000
32年未満	770,000
32年以上	781,000
33年未満	792,000
33年以上	803,000
34年未満	814,000
34年以上	825,000
35年未満	836,000
35年以上	847,000

別表第十二 (第五條第一項第五号及び第二項第五号関係)

経年数	月額
1年未満	199,000
1年以上	208,100
2年未満	211,900
2年以上	219,900
3年未満	219,900
3年以上	226,600
4年未満	233,900
4年以上	241,000
5年未満	246,400
5年以上	251,100
6年未満	255,900
6年以上	263,100
7年未満	273,800
7年以上	279,800
8年未満	285,000
8年以上	290,900
9年未満	296,200
9年以上	301,200
10年未満	304,100
10年以上	306,900
11年未満	313,900
11年以上	317,700
12年未満	320,000
12年以上	327,900
13年未満	329,900
13年以上	334,900
14年未満	344,000
14年以上	346,200
15年未満	351,900
15年以上	357,900
16年未満	365,000
16年以上	372,800
17年未満	377,800
17年以上	385,000
18年未満	390,900
18年以上	399,900
19年未満	404,000
19年以上	406,900
20年未満	413,900
20年以上	417,700
21年未満	420,000
21年以上	427,900
22年未満	434,000
22年以上	436,200
23年未満	444,000
23年以上	451,900
24年未満	461,000
24年以上	462,000
25年未満	474,000
25年以上	481,000
26年未満	494,000
26年以上	494,000
27年未満	509,000
27年以上	517,000
28年未満	534,000
28年以上	534,000
29年未満	554,000
29年以上	557,500
30年未満	577,800
30年以上	577,800
31年未満	601,000
31年以上	601,000
32年未満	624,000
32年以上	624,000
33年未満	646,000
33年以上	646,000
34年未満	667,000
34年以上	667,000
35年未満	687,000
35年以上	687,000
36年未満	706,000
36年以上	706,000
37年未満	724,000
37年以上	724,000

別表第十一 (第五條第一項第四号、第二項第四号及び第三項関係)

経年数	月額
1年未満	203,500
1年以上	210,000
2年未満	216,100
2年以上	224,100
3年未満	224,100
3年以上	232,100
4年未満	241,200
4年以上	244,900
5年未満	254,000
5年以上	257,400
6年未満	273,000
6年以上	283,300
7年未満	283,500
7年以上	295,400
8年未満	316,400
8年以上	325,000
9年未満	332,800
9年以上	341,500
10年未満	349,800
10年以上	356,000
11年未満	363,800
11年以上	371,600
12年未満	378,900
12年以上	384,200
13年未満	388,100
13年以上	397,000
14年未満	395,300
14年以上	397,300
15年未満	399,200
15年以上	402,600
16年未満	408,100
16年以上	409,000
17年未満	411,000
17年以上	418,700
18年未満	420,800
18年以上	420,800

別表第十二 (第五條第一項第五号関係)

経年数	月額
1年未満	199,000
1年以上	205,100
2年未満	211,900
2年以上	219,900
3年未満	226,600
3年以上	233,900
4年未満	241,000
4年以上	246,400
5年未満	251,100
5年以上	256,300
6年未満	261,900
6年以上	267,100
7年未満	273,800
7年以上	279,800
8年未満	285,000
8年以上	290,900
9年未満	296,200
9年以上	301,200
10年未満	304,100
10年以上	306,900
11年未満	313,900
11年以上	317,700
12年未満	320,000
12年以上	327,900
13年未満	329,900
13年以上	334,900
14年未満	344,000
14年以上	346,200
15年未満	351,900
15年以上	357,900
16年未満	365,000
16年以上	372,800
17年未満	377,800
17年以上	385,000
18年未満	390,900
18年以上	399,900
19年未満	404,000
19年以上	406,900
20年未満	413,900
20年以上	417,700
21年未満	420,000
21年以上	427,900
22年未満	434,000
22年以上	436,200
23年未満	444,000
23年以上	451,900
24年未満	461,000
24年以上	462,000
25年未満	474,000
25年以上	481,000
26年未満	494,000
26年以上	494,000
27年未満	509,000
27年以上	517,000
28年未満	534,000
28年以上	534,000
29年未満	554,000
29年以上	557,500
30年未満	577,800
30年以上	577,800
31年未満	601,000
31年以上	601,000
32年未満	624,000
32年以上	624,000
33年未満	646,000
33年以上	646,000
34年未満	667,000
34年以上	667,000
35年未満	687,000
35年以上	687,000
36年未満	706,000
36年以上	706,000
37年未満	724,000
37年以上	724,000

別表第十一 (第五條第一項第四号及び第二項関係)

経年数	月額
1年未満	203,500
1年以上	210,000
2年未満	216,100
2年以上	224,100
3年未満	224,100
3年以上	232,100
4年未満	241,200
4年以上	244,900
5年未満	254,000
5年以上	257,400
6年未満	273,000
6年以上	283,300
7年未満	283,500
7年以上	295,400
8年未満	316,400
8年以上	325,000
9年未満	332,800
9年以上	341,500
10年未満	349,800
10年以上	356,000
11年未満	363,800
11年以上	371,600
12年未満	378,900
12年以上	384,200
13年未満	388,100
13年以上	397,000
14年未満	395,300
14年以上	397,300
15年未満	399,200
15年以上	402,600
16年未満	408,100
16年以上	409,000
17年未満	411,000
17年以上	418,700
18年未満	420,800
18年以上	420,800

○文部科学省令第二十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第四十七条の六第一項ただし書の規定に基づき、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則（昭和三十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合

二 同一の教育委員会の所管に属する中学校及び高等学校において、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合

三 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会においてその所管に属する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（昭和四十四年文部大臣裁定）の一部改正について

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣裁定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（昭和四十四年文部大臣裁定）の一部を次のように改正する。

記9中「第八条第三号」を「第一〇条第三号」に改め、同項を記12とする。

記8中「第五条第六項」を「第七条第六項」に、「7」を「10」に、「第二三条第一項の初任者研修又は同法第二五条の二第一項」を「第二五条第一項」に改め、同項を記11とする。

記7中「第五条第六項」を「第七条第六項」に改め、同項シ中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同項中シをスとし、キからサをクからシとし、カ中「総合的な教師力向上のための調査研究事業委託要

項」を「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業公募要領」に改め、カをキとし、オをカとし、エ中「英語教育強化地域拠点事業実施要項」を「外国語教育強化地域拠点事業実施要項」に改め、エをオとし、同項を記10とする。

記6中「第五条第五項」を「第七条第五項」に、「同項に規定する」の下に「共同学校事務室が置かれている学校及び」を加え、同項を記9とする。

記5中「第五条第四項」を「第七条第四項」に改め、同項を記8とする。

記4中「第五条第三項」を「第七条第三項」に、「法第一五条第三号に規定する特別の指導が行われる学校及び同項」を「同項各号」に改め、同項を記7とする。

記3中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同項を記6とする。

記2中「第二条」を「第三条」に改め、「都道府県」の下に「又は地方自治法（昭和二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項の指定都市（10スにおいて単に「指定都市」という。）」を加え、「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改め、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を、「生徒の数、小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同項を記4とし、同項

の次に次の一項を加える。

- 5 令第六条の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二六年文部科学省告示第一号で定めるところにより特別支援学校の小学部又は中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

記1の次に次の二項を加える。

- 2 令第二条第一項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成五年文部省告示第七号で定めるところにより小学校（義務教育学校の前期課程を含む。3において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。3において同じ。）の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。
- 3 令第二条第二項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二六年文部科学省告示第一号で定めるところにより小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

附 則

- 1 この定めは、平成二十九年四月一日から適用する。
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二九年政令第一二八号。以下「改正令」という。）附則第二条第三項第七号の文部科学大臣が定める数は、同号に規定する特別の指導が行われている学校の数及び同号に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。
- 3 この定めによる改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（以下「新大臣定め」という。）記10の規定は、改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める研究に準用する。
- 4 改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める数は、前項において準用する新大臣定め記10に定める研究が行われている小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の数、教育公務員特例法（昭和二四年法律第一号）第二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二三条第一項の初任者研修又は同法第二五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

- 5 新大臣定め記10の規定は、改正令附則第二条第七項第五号の文部科学大臣が定める研究に準用する。
- 6 改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める数は、前項において準用する新大臣定め記10に定める研究が行われている特別支援学校の小学部又は中学部の教、教育公務員特例法第二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二条第一項の初任者研修又は同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

改正後	現行
<p>1 (趣)</p> <p>21 令第二条第一項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成五年文部省告示第七号で定めるところにより小学校（義務教育学校の前期課程を含む。3において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。3において同じ。）の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。</p> <p>31 令第二条第二項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二十六年文部科学省告示第一号で定めるところにより小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。</p> <p>41 令第三条の文部科学大臣が定める数は、都道府県又は地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二百五二条の一九第一項の指定都市（10又これに準じて指定都市という。）の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる授業の教頭及び教諭等の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において開設される選択教科の教及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校</p>	<p>1 法第三条第三項の文部科学大臣が定める障害は、視覚障害者、聴覚障害者、または知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の障害で学校教育法施行令（昭和二十八年政令三四〇号）第二条の三に定める程度のものであるとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>21 令第三条の文部科学大臣が定める数は、都道府県の教育委員会が小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において行われる授業の教頭及び教諭等の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において開設される選択教科の教及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校において行われる専門的な知識又は技能に係る教育等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とするものとする。</p>
<p>(義務教育学校の前期課程を含む。)において行われる専門的な知識又は技能に係る教育等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とするものとする。</p> <p>51 令第六条の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二十六年文部科学省告示第一号で定めるところにより特別支援学校の小学部又は中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。</p> <p>61 令第七条第一項の文部科学大臣が定める数は、同項各号に規定する特別の指導が行われる学校の教及び当該指導を受ける児童又は生徒の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>71 令第七条第三項の文部科学大臣が定める数は、同項各号に規定する特別の指導が行われる学校及び同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>81 令第七条第四項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>91 令第七条第五項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する事務処理の拠点となっている学校及び内務事務処理の拠点となっている学校の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>101 令第七条第六項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる要項等に基つき学校において行われる研究とする。</p>	<p>と認める学校の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(新設)</p> <p>31 令第五条第一項の文部科学大臣が定める数は、同項各号に規定する特別の指導が行われる学校の教及び当該指導を受ける児童又は生徒の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>41 令第五条第三項の文部科学大臣が定める数は、法第十五条第三号に規定する特別の指導が行われる学校及び同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>51 令第五条第四項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>61 令第五条第五項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する事務処理の拠点となっている学校の数を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。</p> <p>71 令第五条第六項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる要項等に基つき学校において行われる研究とする。</p>

ア 少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託事項
イ 指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業実施事項

ウ 先進的実践研究実施事項

エ 教育研究開発実施事項

オ 外国語教育強化地域拠点事業委託事項

カ 英語教育推進リーダー中央研修実施事項

キ 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業公募要領

ク 学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金実施要領で定めるコミ

ニティイ・スクール導入等促進事業

ケ 「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業」公募要

領

コ 「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」公募要領

カ 教育課程研究指定校事業委託事項

シ 魅力ある学校づくり調査研究事業実施事項

ズ 都道府県又は指定郡市の教育委員会が定める研究指定校の実施に係る事項で別に定めるもの

11 令第七条第六項の文部科学大臣が定める数は、10に定める研究が行われている義務教育諸学校の数、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

12 令第一〇条第三号の文部科学大臣が定める非常勤の講師は、「新たな雇用対策について」（平成二〇年二月九日新たな雇用対策に関する関係閣僚会議決定）における緊急雇用創出事業交付金の対象事業において採用されるものとする。

ア 少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託事項
イ 指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業実施事項

(新設)

ウ 教育研究開発事業実施事項

エ 英語教育強化地域拠点事業実施事項

オ 英語教育推進リーダー中央研修実施事項

カ 総合的な教師力向上のための調査研究事業委託事項

キ 学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金実施要領で定めるコミ

ニティイ・スクール導入等促進事業

ケ 「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業」公募要

領

コ 「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」公募要領

カ 教育課程研究指定校事業委託事項

シ 魅力ある学校づくり調査研究事業実施事項

ズ 都道府県の教育委員会が定める研究指定校の実施に係る事項で別に定めるもの

81 令第五十条第六項の文部科学大臣が定める数は、7に定める研究が行われている義務教育諸学校の数、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二十三条第一項の初任者研修又は同法第二十五条第二項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

91 令第八条第三号の文部科学大臣が定める非常勤の講師は、「新たな雇用対策について」（平成二〇年二月九日新たな雇用対策に関する関係閣僚会議決定）における緊急雇用創出事業交付金の対象事業において採用されるものとする。